

# 大分県報

令和元年  
第四七号  
十月十五日

(火曜日)

## 目次

### 告示

- 救急病院等の認定……………一
- 道路区域の変更……………一
- 道路の供用開始……………一
- 建築基準法による道路位置の指定……………二
- 落札者等の公示(二件)……………二
- 公共測量の実施……………二

### 告示

**大分県告示第二百二十九号**  
 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。  
 令和元年十月十五日

大分県知事 広瀬 貞

救急病院・救急診療所の別	名称	所在地	認定期間
--------------	----	-----	------

救急病院	豊後大野市民病院	豊後大野市緒方町馬場二七六番地	令元・一〇・一から 令四・九・三〇まで
------	----------	-----------------	------------------------

令和元年十月十五日

**大分県告示第二百三十号**  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、令和元年十月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和元年十月十五日

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長	備考
		前	後			
県道神原由来線	竹田市大字田井字金剛寺六四番二から竹田市大字田井字金剛寺二四番四まで	前	後	メートル 二〇・〇 五・〇	メートル 九二・五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		A	B			
県道白丹竹田線	竹田市久住町大字添ヶ津留字米賀七〇番四地先から竹田市久住町大字添ヶ津留字米賀二一番四まで	前	後	メートル 四一・〇 一一・〇	メートル 一三三・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		A	B			

**大分県告示第二百三十一号**  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、令和元年十月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置く。

大分県報(告示)

て一般の縦覧に供する。

令和元年十月十五日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

一般国道三八八号

佐伯市鶴谷町二丁目二四〇九番六四地先から  
佐伯市鶴谷町二丁目二四〇八番一七まで

令和元・一〇・一五

大分県告示第二百三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

令和元年十月十五日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

指定番号

指定位置

指定年月日

道路の幅員

道路の延長

白第三〇一  
号  
白杵市大字江無田字海徳院七  
一四番五及び字田篠川七二五  
番一

令和元・九・二〇

メートル  
六・〇〇  
四・〇〇

メートル  
五〇・二五

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和元年十月十五日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

三次元CAD及び構造解析ソフトウェア 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県商工観光労働部雇用労働政策課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和元年八月五日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社大地 代表取締役社長 玉井重磨

大分市松原町三丁目二番二十七号宮崎ビル一F

五 落札金額

三千百五十九万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和元年六月二十五日

次のとおり落札者等について公示する。

令和元年十月十五日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 落札に係る借入物品の名称及び数量

実験実習用パソコン等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県商工観光労働部雇用労働政策課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和元年八月五日

四 落札者の氏名及び住所

リコーリース株式会社九州支社 支社長 白石浩司

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番三十五号

五 落札金額

五十九万一千八百四十円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和元年六月二十五日

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり九州地方整備局筑後川河川事務所長から公共測量の実施につい

て通知があった。

令和元年十月十五日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 作業の種類

公共測量（カラー数値撮影、標定点の設置、数値地形図データ更新）

二 作業の地域

筑後川水系支川花月川及び玖珠川

三 作業の期間

令和元年九月十一日から令和二年二月十四日まで

令和元年十月十五日

大分県報（公告）

三